

# 子ども・子育て支援新制度に係る「利用者負担」について

## 1. 利用者負担(保育料)の概要

- 子ども・子育て支援新制度(以下、新制度)に係る教育・保育の利用者負担は、国の定める基準額を上限として、市町村が設定することとされています。
  - 国の示す利用者負担のイメージでは、応能負担(保護者の負担能力に応じて徴収する)の考え方を基本として、世帯の所得状況その他事情をふまえて、基準額が示されています。基本的には、教育認定では現行の幼稚園就園奨励費、保育認定では現行の保育料を反映した内容となっています。
- ※保育所の保育料については、従来の所得税額ではなく、新しく市町村民税額を基に階層区分が設定されています。
- ※多子軽減の考え方は、新制度においても踏襲されます。

## 2. 市で新たに設定する内容

- 新制度の施行にあたり、新たに設定する利用者負担(保育料)は、
  - ①保育認定(保育所)の保育標準時間の保育料、
  - ②保育認定(保育所)の保育短時間の保育料、
  - ③教育標準時間設定(新制度移行の幼稚園)の保育料、の3つです。

## 3. 利用者負担を設定するにあたっての基本的考え方

- 利用者負担を設定する上では、下記の3つの視点を基本的な考え方とし、行います。
  - ①現在の利用者の負担が激変しないようにする。
    - ・現行の料金と比較して、保護者負担が急増しないように配慮設定する。
  - ②国の基準と比較して、明確な根拠をもった額に設定する。
    - ・現行の保育料は、国の基準額と比較すると各階層によって負担割合にバラツキがある。国の基準額を基にできるだけ公平な負担となるように調整する。
  - ③幼稚園利用者と保育所利用者に格差が生じないようにする。

## 4. 利用者負担の対応

- 保育認定(保育所)の保育標準時間(11時間)の利用者負担
  - ① 国の示した基準どおりにする。
  - ② 国の示した基準の〇割の額にする
  - ③ 現行の保育料をそのまま採用する。

	メリット	デメリット
①	国の基準どおりの額となり、明確な根拠がある数字となる。	現行の利用者に新たな負担が生じる。
②	軽減割合を各階層で統一できる。	現行の利用者に新たな負担が生じる。
③	現行の利用者に新たな負担が生じない。	負担軽減について、幼稚園との格差が残る。

#### ●保育認定(保育所)の保育短時間(8時間)の利用者負担

- ① 保育標準時間の保育料に98.3% (国の示した割合) をかけた額とする。
- ② 保育標準時間の保育料に11分の8 (時間数による割合) をかけた額とする。

	メリット	デメリット
①	国の考え方どおりで、根拠のある数字となる。	時間数で見ると短時間利用者に不満が出る可能性がある。
②	時間数でみた場合の不満はなくなる。	追加負担が大きくなる。

#### ●教育標準時間認定(幼稚園)の利用者負担

- ① 国の示した基準どおりにする。
- ② 国の示した基準から、就園奨励費補助金を差し引いた額とする。

	メリット	デメリット
①	国の基準どおりの額となり、明確な根拠がある数字となる。	私学助成の幼稚園で受けていた就園奨励費がなくなる。
②	現行どおり。	負担軽減について、保育園との格差が残る。

#### ●方向性

- ・平成27年度については、現在の利用者負担が激変しないことに重点をおき、現行の保護者負担額をもとに行う。
- ・多子軽減等の考え方も反映する。利用者負担は、市の規則により平成26年度中に規定します。